第五十七条の三十一の九第一項第二号中「第五十七条の三十一の十六第二号」を「第五十七条の三十一の十七第二号」に改める。

第五十七条の三十一の十一第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合が法第十一条の三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合　当該特定信用事業代理業者の所属組合の法第十一条の三の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第五十七条の三十一の十六中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第二号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第五十七条の三十一の十七とし、第五十七条の三十一の十五の次に次の一条を加える。

（特定貯金等契約の締結の代理等の事業に関する信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第五十七条の三十一の十六　準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第五十七条の三十二中「第五条の八第三号」を「第五条の十三第三号」に改め、同条を第五十七条の四十七とし、第五十七条の三十一の十七の次に次の十五条を加える。

（割合の算定）

第五十七条の三十二　法第九十二条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第五十七条の四十五において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第五十七条の三十四において同じ。）に農林水産大臣及び金融庁長官により公表されている組合（次条及び第五十七条の三十五第二項において「すべての組合」という。）の数で除して行うものとする。

（組合に対する意見聴取等）

第五十七条の三十三　法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての組合の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第五十七条の三十五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　組合は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての組合の説明会への出席の有無

三　すべての組合の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第九十二条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、組合から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第五十七条の三十四　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第五十七条の三十五　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第五号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第九十二条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第五十七条の四十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第九十二条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五十七条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類